

答 申 第 4 3 号
平成18年10月4日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成17年4月28日付け青公委第42号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

交通指導課の平成15年度県費捜査費に係る捜査費執行同等についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

第 1 審査会の結論

審査請求の対象となった一部開示決定処分に係る行政文書について、捜査費証拠書の次に掲げる部分を開示することが妥当である。

表紙

証拠書の枚数に係る部分

捜査費支出伺

「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、捜査費を交付する捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）の所属

支払精算書

取扱者の官職・氏名、捜査員の所属及び「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影

捜査費交付書兼支払精算書

「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、取扱者の官職・氏名及び中間交付者の所属

支払伝票

捜査員の所属

立替払報告書

取扱者の官職・氏名、捜査員の所属及び「取扱者確認印」欄の印影

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成16年11月29日、青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「平成15年度分の警察本部交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費に関するもの全て」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、青森県警察本部交通指導課（以下「交通指導課」という。）の「平成15年度の県費捜査費に係る捜査費執行伺、支出負担行為兼支出命令票、現金出納表、前渡資金証拠書、返納命令票、返納通知書・領収証書、捜査費証拠書（捜査費総括表を含む。）」（以下「本件行政文書」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、本件行政文書について、条例第7条第3号及び第5号に該当するとして、一部開示決定（以下「原処分」という。）を行い、平成16年12月24日、審査請求人に通知した。

なお、原処分における開示しない部分及び開示しない理由は、別表1のとおりである。

3 審査請求

審査請求人は、平成17年2月7日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

4 原処分の一部取消し

諮問実施機関から当審査会に対し、実施機関が平成18年3月30日付けで原処分の一部を取り消し（以下「変更後の処分」という。）、次の部分を開示した旨通知があった。

- (1) 捜査費執行伺の支出金額が記載された部分
- (2) 支出負担行為兼支出命令票のうち金額欄及び経理状況欄
- (3) 捜査費現金出納表の原処分において不開示としたもののうち個別の執行に係る情報が記載されている部分を除く部分
- (4) 前渡資金精算書のうち返納金額欄、受領額欄、支払額欄及び残額欄
- (5) 前渡資金支払額内訳書のうち個別の執行に係る情報が記載されている部分を除く部分
- (6) 返納（返納命令）票のうち金額欄

(7) 返納通知書・領収証書のうち金額欄

(8) 県費捜査費証拠書のうち捜査費総括表の本月受入額欄、本月支払額欄及び返納額欄

なお、変更後の処分における開示しない部分及び開示しない理由は、別表2のとおりである。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分の取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

(1) 原処分の違法性

ア 犯罪捜査報償費は不正支出されており、不正支出隠蔽を目的とする非開示処分は、違法・無効である（他事考慮）。

犯罪捜査報償費（犯罪捜査協力報償費あるいは捜査費）とは、本来、刑事・保安・交通等各種犯罪の捜査に伴う情報提供者・捜査協力者に対する謝金及び謝金支払に関連して必要となる諸雑費（接触費・交通費等）である。

非開示処分は羈束行為であり、処分庁に裁量判断の余地はない。したがって、そもそも、非開示処分は、情報公開条例が認めた非開示処分の本来の目的を実現するためにのみ、認められるべきものであり、本来の目的以外の目的のためになされた非開示処分は、違法となる。

本件犯罪捜査報償費の支出は、架空かつ不正な支出である。そして、本件処分は、本件犯罪捜査報償費の支出が架空かつ不正な支出を隠蔽するという、情報公開条例が是認する非開示処分の本来の目的以外の目的のために行われたものである。

したがって、原処分は、県条例7条の非開示理由の該当性を検討するまでもなく、違法である。

イ 警察の不正経理の常態化はつとに指摘されてきたことである。各行政機関の中で

警察ほど予算をルーズに運用している組織はないといわれている。

「警察官の最も日常的な仕事は、裏金捻出のためのカラ出張、カラ会合、実際に支払われることのない協力者謝礼や参考人の旅費・日当の請求といった偽造文書作りであり、捻出された裏金は、主として、キャリアの警察官僚の飲食代金と饂別に使われている。異動していくキャリアが受け取る饂別の額は、トータルして数百万円。本部長ともなれば1,000万円以下ということはない。」との指摘もある。

警察の組織的な腐敗、とりわけ現場のノンキャリアにカラ出張やカラ手当の操作をさせて、これをキャリア組が転任の饂別名目や行動費として吸い上げるという指摘や告発はかなり以前からなされていた。

昭和60年には、警視監まで務めた松橋忠光氏が27年間の警察官生活の不正行為を「わが罪はつねにわが前にあり」（社会思想社刊）という告発書で、赤裸々に語っている。県警本部の部長時代には月給の7～8倍の部長手当を受け取っていたこと、転任になると給料の数倍から数十倍の「せん別」が周りから集まるが、その原資のほとんどはカラ出張やカラ手当で捻出された裏金であり、また、予算上の捜査費の3分の2は、上級幹部の交際費や警察官個人に渡される運営費として流用される、という衝撃的な事実が明らかにされ、「裏金作りは、全警察組織で行われている」との指摘がなされた。警察組織のこの悪習は、松橋氏の告発にもかかわらず、現在まで連綿と続いているのである。

平成8年には、朝日新聞が、愛知県警における昭和57年までの十数年分の裏帳簿や旅行命令簿、伝票類を入手し、松橋氏の告白を裏付けた。

同じく平成8年、短銃押収工作事件の主導者として懲戒免職にされた長崎県警の警部補が、県人事委員会への不服申立書で、カラ出張にからんで架空の領収書や経費明細書作りの事実を明らかにした。

さらに平成9年、警察庁赤坂署において、参考人名義でのカラ日当支払い事件が明らかになった。この事件においては、住民訴訟が提起されるや関係者が直ちに東京都への弁償をして、事件を闇に葬った。

元福岡県警・警部の杉浦生著「警察署の内幕」（講談社刊）には、110番謝辞制度や乾電池購入代金の流用など公金の流用が日常的に行われていることが紹介され、「受取証の偽造に加わったことは、私の警察人生の中の最大の汚点となった、偽造に協力した日から後悔の念は日増しに募った」と著者は告白している。

これらの事実は、いずれも松橋氏の告白を裏付けるものである。

さらに衝撃的なことは、警視庁本部における情報提供者への架空払いの事実が明らかになったことである。すなわち、平成11年4月23日のフライデーに、警視庁銃器対策課の「現金出納簿」と「捜査費証拠書類」の写真が掲載された。情報提供の謝礼を受け取った領収書がすべて偽造、つまり情報提供とは無関係な人々の住所・氏名を勝手に使い、情報提供者に仕立て、謝礼を支払ったように見せかけていたという内容である。フライデーは領収書に書かれている人に直接会って、情報提供の事実がないこと、ましてや謝礼などをもらっていないことを確認し、以後このテー

マについて精力的に報道した。

この報道は、名前を勝手に使われた2名が、東京都を被告とする国家賠償請求事件に発展した。すなわち、名前を使われた2名の原告は、平成11年5月20日付で「自己の与り知らないところで、自己の氏名を内容虚偽の書類に記載され、又、文書を偽造され、それにより国から警視庁への不明朗な金員の支出がなされた」「そのことによって、強い不快感と憤りを覚え、著しい精神的苦痛を被った」として、各々100万円の慰謝料（プラス弁護士費用各20万円）を請求し、東京地裁に提訴した。一審の判決は、平成12年3月28日に言い渡されたが、まさかの全面敗訴であった。「原告ら名義の領収書は原告らが作成したものではなく、原告ら以外の者が、原告らに無断で作成したものであることが認められる」と判断したところまではよかったが、そこから一転、「警視庁が原告ら名義の偽造文書（領収書）を保管しているとしても、このことから直ちに警視庁職員が当該領収書を偽造したと認めることはできない」とし、その根拠として「拳銃事件等の捜査協力者が、その本名と異なる名前で作成した領収書を提出したときは、捜査協力者に及ぶ恐れのある身の危険等の事情を考慮して、これを受領する取り扱いがなされている」ことをあげた。つまり、実際に情報提供したAが、自分の名前を出しては危ないと判断しBの領収書を出した時は、警察はBの領収書を受け取ることもあるので、警視庁の職員が偽造したとは限らないというのである。常識はずれの判決の典型ともいべきものであろう。原告は当然のことながら控訴し、高裁で担当職員の証人尋問が行われた。

新聞記事があるが、被疑者を厳しく追及することを商売としている警察官が、我が身の不正をかばう場面になると、いかに幼稚な理屈をこねまわすかのいい例である。かかる屁理屈が通るはずもなく、この一審判決は後に東京高裁で取り消され、警視庁の偽造が認定された。東京都はこの判決を不服として上告したが、最高裁は平成16年1月20日、上告を棄却した。

捜査協力費のほとんどは、このようにして裏金にまわり、幹部の飲み代や接待費、冠婚葬祭費にまわされている。その他の報償費も推して知るべしである。

それでは、どうしてこのような裏金の捻出が可能となるのか。

まず、警察と会計検査院、監査委員とのもたれ合いにより、不正経理が摘発されるはずのない構造がある。すなわち、会計検査院の各県警への立ち入り検査、必ず事前に警察庁に通知されるので、検査を受ける県警では、検査に先立って、不正経理が発覚しないよう準備体制を整えることになる。しかも、差し向けた会計検査院の検査官は、到着したその夜、必ず県警本部長が設ける宴会に招かれ、さらに、検査が終了して帰郷する際には、土地の名産品など高価な土産を持たせられるとの指摘がなされている。

しかも、会計検査院が調べるのは、表の帳簿であるが、警察組織での現実の金の運用はすべて裏帳簿で行われており、そもそも会計検査院による不正経理の摘発ができない構造になっている。都道府県監査委員の監査もおざなりそのものであり、犯罪捜査報償費が趣旨本来の用途にあてられているかどうかを調べるための突っ込

んだ監査は一度として行われたことがない。会計検査院や監査委員が踏み込んでくることは絶対はないという安心感が不正経理の温床となっているのである。

そのうえ、これまで、警察の会計については、情報公開の対象となっておらず、市民による監視が一切行われていなかった。

以上の結果、警察内部では、不正経理が常態化し、裏金捻出が恒常的に行われてきたのである。

ウ 近時の内部告発によって明るみに出た事実は、氷山の一角である。

近時、全国の各警察における犯罪捜査報償費に関する架空経理やカラ出張などの不正経理疑惑が、以下のとおり噴出している状況にある。

(ア) 警視庁における捜査費架空支出

警視庁銃器対策課において作成された「捜査費証拠書類」に関し、平成15年3月26日付け東京高裁は、警視庁における捜査費支出の裏付けとされる領収書について、警視庁職員が作成したと推認する以外にないとした上で、捜査費の支出について、同姓同名を名乗る者から情報の提供を受け、これに謝礼を支払ったとする警視庁側の証人の証言は採用できないとする判決を言い渡しており、確定している。

警視庁における裏金作りの実態については、元警視庁会計職員の内部告発により裏付けられている。

(イ) 北海道警察における報償費不正支出

a 内部告発者からマスコミに送付された北海道警旭川中央署の平成7年、平成9年の犯罪捜査報償費の書類について、支出関係書類に記載された情報提供者・協力者らが架空であり、平成7年及び平成9年の捜査報償費が不正流用されていた疑いが強いとの報道がなされ、マスコミの取材を受けた北海道警の内部関係者もかかる裏金作りの実態を認めていることなどが報道されていた。

かかる北海道旭川中央警察署の捜査報償費架空支出疑惑に関し、北海道在住の弁護士らが住民監査請求を行っていたが、残念ながら、平成16年2月9日に監査請求を棄却するとの結論が出された。

ところが、かかる北海道警の対応に対して、元北海道警釧路方面本部長で、旭川中央署長も務めた元警視長（以下「北海道警元警視長」という。）が、2月10日、在任中、捜査費や捜査用報償費を組織的に裏金としてプールし、幹部の交際費や議員接待などに使っていたことを暴露した。

ここに至り、北海道警察は、ようやく不正経理を認めざるを得ない状況に追い込まれ、平成16年3月12日、旭川中央警察署における報償費不正支出疑惑に関して、「不適正な予算執行が認められた。深くおわび申し上げます。」と不正を認め、報償費が組織的に捜査員の夜食や慶弔費に流用され、会計書類も偽造していたとする内部調査の結果を公表した。

b 北海道警弟子屈署における報償費不正支出

北海道警弟子屈署の元次長が、平成12年4月から同13年3月に道警が弟子屈署に支出した報償費について自らが裏金として管理していたことを明らかにし、当時の裏帳簿を証拠として提出した上で、北海道警に返還を求める住民監査請求を行った。

- c 北海道監査委員は、北海道旭川中央警察署と同弟子屈署において、98～00年度の捜査用報償費約714万円の全額が裏金として署員の夜食代などに費消されていたとする報告書を提出した。
- d 北海道警の総務課長は、2000年度以前は、「かなり（広範囲の部署で）問題がありそうだ」と述べ、旭川中央署及び弟子屈署以外にも、同年度までは北海道警の相当の部署で裏金作りが行われていたことを認めた。
- e 北海道警は、98～00年度の旭川中央署の捜査用報償費（道費）と捜査費（国費）、02年度～03年度の北見方面本部警備課の捜査費（同）に「組織的に不適正な執行があった」と裏金作りを認め、7月13日の北海道議会総務委員会で報告した。
- f そして遂に、犯罪捜査報償費の不正流用問題で北海道警は、ほぼすべての部署で少なくとも平成12年度まで、領収書の偽造などによる不正経理があったことを認める方針を固め、道警本部長が9月13日の道議会総務委員会で報告し、陳謝する見通しとなった。

平成14年9月13日、北海道議会総務委員会で発表された北海道警の裏金問題の内部調査結果は、驚くべきものであった。その骨子は以下のとおりである。

- (a) 98～00年度は、多くの部署で捜査用報償費、捜査費の不適正執行が行われ、捜査活動経費や本来は執行できない交際費、激励経費などに使われていた。
- (b) 不適正執行をしていた部署では、所属長は不適正な予算執行を認識、実態と異なる支出関係書類の作成などが継続して行われていた。
- (c) 捜査用報償費や捜査費は、（幹部の）所属長や次席などは主に交際費、激励経費に充て、（現場の）捜査員などは協力者への情報提供謝礼や携帯電話通話料など捜査活動に充てていた。
- (d) 捜査用報償費と捜査費の98～00年度の執行額は約14億200万円。うち捜査活動経費が約7億3,000万円で、そのほかの経費が約6億7,000万円。
- (e) 多くの所属長は捜査活動が効率的、機動的にできるよう慣例的に不適正執行を行っており、やむを得ないと認識。多くの部署で組織的な不正支出が行われた。
- (f) 01年度は14部署、02年度は4部署で捜査費、捜査用報償費の不適正支出があった。新たに導入された捜査諸雑費でも一部の部署で事実と異なる書類が作られていた。
- (g) 98～02年度までの旅費は道警本部の一部署で98年度に道費旅費の不適正な執行があり、さらに調査中。

ここに至って、犯罪捜査費は例外なく裏金にまわされていたとする北海道警

元警視長の証言の正しさは完全に立証されたといわざるを得ない。

(ウ) 静岡県警におけるカラ出張

静岡県オンブズマンネットワークによる文書開示請求に対し開示を認める最高裁決定を受け開示された文書に基づき、不自然な出張を繰り返すなどの書類が多数あったことから静岡県警が調査を進めていた。そして、平成16年3月5日、静岡県警は、職員が数百件の架空の出張を繰り返し、旅費等の約1,000万円を不正に支出していたことを認め、静岡県民に対し謝罪した上で、うち510万円を県に返還することを決定した。

カラ出張による不正で、県警が旅費を返還するのは全国でも初めてのことである。

(I) 福岡県警における捜査費不正支出疑惑

福岡県警の元警部による内部告発により、自身が経理を担当していた福岡県警本部銃器対策課において、捜査費が当該課に交付される際に一部が会計課で天引きされたり、架空領収書を作成するために多数の印鑑を経理担当者間で交換するなどして、裏金作りを組織的に行っていたことが明らかとなった。

福岡県警本部長は、7月13日の県議会警察委員会において、組織的に裏金作りをしてきたことを認め、不正支出の総額3,818万円に法定利息を加えた約4,800万円を国と県に返還する方針を示した。

(オ) 高知県警における捜査費不正支出疑惑

高知県警において、国費の捜査費について、平成15年7月、実在しない協力者を仕立てて組織的に裏金作りをしていたとみられるとの報道がなされ、市民オンブズマンが虚偽公文書作成、同行使などで刑事告発している。

平成16年3月には、同県警OBから、北海道警などと同様、架空の協力者名を領収書に記載して捜査費を請求するやり方による捜査費虚偽請求を行っていたとの情報提供があった旨の報道がなされた。

かかる内部告発とは別に、同県警の複数の捜査員が新聞社の取材に対し、捜査費は一切受け取っていないことを認めた。

(カ) 京都府警の捜査旅費不正支出疑惑

広域事件などの際に国費として支払われる「捜査旅費」の支払い先として捜査員が開設した個人口座について、京都府警の複数の部署で、捜査員に通帳やキャッシュカードを提出させて一括管理し、勝手に金の出し入れをしていたケースがあることが29日、複数の現職警察官の証言でわかった。

証言を総合すると、振り込み制度スタート時、各部署の上司から個人口座を開設するように指示され、通帳は暗証番号を添えたキャッシュカードとともに提出させられた。通帳類は部署の幹部や庶務担当者らが一括保管していた。

しかし、旅費を全く支給されなかったり、支給されても交通費など実費だけだったりのケースがほとんどであったということである。

(キ) 岐阜県警の犯罪捜査報償費の不正支出疑惑

捜査報償費の不透明さが全国的に問題になっている中、岐阜県警が、捜査協力者に報償費を支払ったとする偽名の領収書を作成したり、手みやげの受領書を作成していなかったことが3月26日、明らかになった。同県が県警に対して実施していた自主検査で判明したものである。

(ク) 愛媛県警の犯罪捜査報償費の不正支出疑惑

県警捜査費の不正流用が全国で問題となっている中、愛媛県警でも同様に領収書を偽造し、プールした裏金を不正流用していた可能性が高いことが平成16年5月31日、元県警職員の証言で分かった。

数年前に退職した元職員は愛媛新聞社の取材に対し、「不正流用は県警内で慣習化していた」と指摘。裏金は幹部らが私的に使っていたとし、「年間の流用額は小規模署でも100万円を超えるだろう。大規模署の署長になると家が一軒建つといわれるほどだ」と説明した。

愛媛県警は平成13年度に領収書を偽造して捜査費を不正流用していたと一部報道機関が5月13日に報じたことを受け、県警の総務室長は同日、記者会見し、事実関係を調査するよう指示したことを明らかにした。

また、愛媛県警が平成15年、警察庁による会計監査に備えて想定問答集を作成し、裏金作りの温床として問題視されている偽名を使った領収書に関する問答を多数盛り込んでいたことが6月8日、愛媛新聞社が入手した内部資料で分かった。

さらに、捜査費不正支出疑惑を内部調査している県警は8月5日、県議会警察経済委員会で中間報告し、平成13年度に大洲署で支出された捜査費約250万円のうち、飲食代など約21万8,000円分の捜査諸雑費が偽の領収書を不正に作成し処理されていたことを明らかにした。

(ケ) 宮城県警における裏金作りの内部告発

宮城県警の署長や所属長を歴任した元警視が、平成14年4月16日、新聞社の取材に対し、「旅費や捜査報償費などで組織的な裏金作りをしていた」と証言し、捜査報償費では捜査員が領収書を勝手に作成するなどの手口で裏金を工面しており、こうした裏金を署長や所属長の交際費、捜査員の慰労費、懇親会費などに使用され、北海道警などと同様、署では副署長や次長が、県警本部各課では管理官が管理していたと述べた。

また、裏金作りの手口についても、架空の事件を作り、捜査員が領収書の協力者名を勝手に書き、領収書を偽造しており、各課や各署の庶務担当者は偽造領収書用に押印するために多数の印鑑を用意していたと、極めて具体的な手口を証言している。

上記の内部告発とは別に、宮城県警の元巡査長から、新聞社の取材に対し「長年、架空領収書を書き続けていた」と証言があった。

以上のように全国における警察の不正経理疑惑がとどまることを知らない状況で

次々と明らかとなってきた。

このような多数の疑惑が噴出している状況は、警察における不正経理問題の根深さや広範さを裏付けているものであり、逆に言えば、内部告発等によって明るみに出た前記のような事実は、「氷山の一角」にすぎないことを示している。

エ 北海道警元警視長の仙台地方裁判所における法廷証言の意味するもの（北海道にあることは他の都道府県にもある）

北海道警察における報償費不正支出問題に関して、内部告発をした北海道警元警視長が、犯罪捜査報償費に関する情報公開訴訟が係属していた仙台地方裁判所に証人として出廷し、証言を行った。北海道警元警視長の証言のポイントは以下の7点である。

(ア) 北海道警には、犯罪捜査報償費を正規に支払って運営している協力者なるものは存在しない

(イ) 北海道警では、犯罪捜査報償費に関する会計書類は全部偽造し、犯罪捜査報償費は全額裏金にまわされていた

北海道警元警視長の証言によれば、捜査員個人で運営している協力者は存在するが、犯罪捜査報償費を正規に支払って組織として運営している協力者なるものは存在せず、犯罪捜査報償費は、交付されたその段階から全額裏金に回され、関係する会計書類も最初から偽造されていたということである。北海道警元警視長の証言の正しさは、北海道警が、平成14年9月13日に、ほぼすべての部署で少なくとも平成12年度まで、領収書の偽造などによる不正経理があったことを認め、捜査用報償費と捜査費の98～2000年度の執行額は約14億200万円にのぼることが明らかになったことによって証明されている。北海道警元警視長の経歴、内部告発に踏み切った動機に照らしても、北海道警元警視長の証言は100パーセント信用できるものと考えられる。

(ウ) 警察庁もかかる悪しき慣習を知っていた

この点について、北海道警元警視長は仙台地方裁判所に提出した陳述書のなかで「私は、昭和60年から63年まで道警の中枢でもある管理部門の警務課の首席管理官、総務課長等として、更に平成元年から2年間警務課長として仕事をしました。これらのポストはいずれも上司は警察庁から出向してくるキャリアの方々でした。現在問題となっております裏金は、当時の上司の指示で始められたものではなく、当時すでにシステムとして存在したことは間違いありません。これらの上司の方には、私が直接いわゆる交際費の名目で毎月一定の金額を渡していた方もおりますし、それぞれの役職名下での異動者への餞別の交付、内外との接待などを通して、キャリアの方々には裏金の存在を熟知していたと思われまます。」と述べている。

このように、警察庁から出向してきている道警幹部は例外なく裏金を受け取っており、これは警察庁が都道府県警察にはびこっている不正経理（裏金作り）を

熟知していることを示すものである。

都道府県警察の裏金作りに対する警察庁のかかわりが黙認といった程度のものでなく、直轄指導に等しいことは元警視庁会計職員の以下の証言によっても明らかである。

「全国の警察はどこも報償費と捜査費、旅費は裏金に利用している。全国47都道府県みんな同じですよ。裏金っていう言葉は悪いんですが、要は資金洗浄なんです。旭川中央署の流出書類を見ましたが、表紙から書式まで警視庁とまったく同じ。会計システムは都道府県警でほぼ同じなので、裏金処理の方法も同じになるのです。各警察の会計担当者は互いに情報交換もする。警察庁「公認」の全国的な裏金ネットワークと言えます。都道府県費の捜査用報償費に警察庁は関与しませんが、国費の捜査費は会計検査院の検査前に警察庁が事前チェックして引っかからないようにし、各署はこの「指導」にもとづいて検査をすり抜けています」

「都道府県警から警察庁に裏金が上納されるからです。警察庁警備1課時代に幹部から聞いたのですが、警備部は警察庁警備局へ、刑事部は刑事局へといった具合に、警察の各部から担当部局へ上納します。上納は警視庁の場合、現金を紙袋に入れ、裏金を管理する各部の管理官（警視級）が直接持参していました」。

(I) 青森県警にも、北海道警と同様のことがあると推測される

この点について北海道警元警視長は、仙台地方裁判所に提出した陳述書のなかで「北海道警察も宮城県警察も規模の違いはあっても警察法の下で組織、予算、人事の仕組みはほぼ同じです。犯罪の捜査についても犯罪捜査規範（国家公安規則）などで全国一律に行われますので大きな違いがあるとも思えません。」と述べ、尋問のなかでも以下のように証言している。

「警察組織というのは、警察法上都道府県警察になっておりますが、実際は人事、組織、予算、こういった面について、国の機関、つまり、警察庁の監督下に置かれておまして、事実上国家警察みたいになっておりますね。しかも、その具体的な仕事の進め方も、例えば、捜査であれば、犯罪捜査規範という国家公安委員会規則があります。この国家公安委員会規則というのはたくさんあります。要するに、そういう一定の基準、法律を執行していくための一定の基準を持って全国警察は動いているわけですね。ですから、確かにその組織の規模は違うかもしれませんが、仕事の内容はほぼ全国レベルで行われていると思うんです。その中で、北海道だけではなくて、静岡ですか、福岡、警視庁、こういったところでほぼ同じようなことが最近出てきていますね。ということは、全国で同じようなことが行われているのではないかというふうに見るのが一般的ではないかと私は思うんです。その中の一つの中に宮城県警も含まれていると、そういう意味でございます。」

都道府県警察は、人事、予算のすべての面で警察庁の監督下にある。

北海道、静岡、福岡、警視庁などで明るみに出た裏金作りの悪習慣から、ひと

り青森県警のみが免れているということはありませんが、裏金作りは全国の警察の共通現象である。すべての面で警察庁の監督下にある都道府県警察の組織の共通性に照らすならば、北海道警にあることは他の都道府県警にもあるのである。

(オ) (正規に支出されていれば) 犯罪捜査報償費は犯罪の増減により自ずから支出に変化があってしかるべきである

(カ) 「全部使い切りなど支出に一定の傾向で出てくるのは、予算に限界があるからである」という主張は成り立たない

この点について北海道警元警視長は、陳述書の中で「犯罪捜査報償費は、犯罪捜査の実態に応じて変化がなければなりません。大きな事件・事故が発生したり、犯罪の増減により自ずから支出に変化があってしかるべきです。その所属の予算が毎年ほぼ同じ額が消化されたり、年度末に特別の事件もないのに消化額が増えるなどの事象はそれが会計サイドの都合で処理されていることが窺わせる事実です」と述べ、尋問の中でも「(事件の発生と) 完全に相関関係があるというのは無理でしょうけれども、ある程度の相関関係がないと不合理じゃないかなということぐらいは申し上げられるんでないかと。」と証言している。事件発生と一切の相関関係を持たず、毎月全額を使い切っている各地の都道府県警の犯罪捜査報償費の支出状況は、全部裏金に回っていることの現れに他ならない。

(キ) 犯罪捜査報償費を支出する協力者がこれほどまでに多数存在しているならば、協力者の身の保全と協力者から得られた情報の管理・有効活用をはかるシステムが存在しなければならない

この点は特に重要である。もし青森県警が正規に犯罪捜査報償費を支出していたのであれば、北海道警元警視長の言うように、必然的にそこから生まれてくる一定のシステム、とりわけ協力者の身の保全、得られた情報の管理・有効活用についての内部規定なるものが必ずあるはずである。そしてそれは、時代の変化、犯罪の変化に応じて、たびたび改定が行われているはずである。つまり、協力者の身の保全、得られた情報の管理・有効活用について、過去にどのような問題が発生したのか、それを契機に内部規定にいかなる改定が施されたのか、その改定に警察庁からの指導はあったのかなかったのか等、警察組織と協力者との長年の関係から生まれた「痕跡」ともいうべきシステムの存在を(もし、正規の支出が行われているならば) 青森県警は主張・立証できるはずである。

組織で運営している協力者は存在せず、犯罪捜査報償費の全部が裏金に回っているから、宮城県警はかかるシステムの存在を主張・立証できなかったのである。

オ 以上から、青森県警における犯罪捜査報償費が、真実は捜査協力者らに対する支出の実態がなく、架空かつ不正な支出であること以上のような各点から明らかである。北海道警にあることは、青森県警その他各地の自治体の警察にも確実にあるのである。

(2) 不正支出であり文書の記載は虚偽であり、非開示事由には該当しない

ア 原処分の根拠とする非開示事由

青森県警本部長は、犯罪捜査報償費について、「これを公にすることにより、… 犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認され、今後の捜査等に支障が生じるおそれがあるため」と主張し、犯罪捜査報償費に関する文書あるいは情報に関する青森県警本部長の非開示処分は、条例7条5号の「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」（いわゆる公共安全情報）に該当すると主張するものである。

しかし、以下に検討するとおり、県条例7条の各非開示事由の解釈や立証責任の観点からしても、本件における犯罪捜査報償費に関する情報についての県条例7条の各該当性は否定されるべきである。

イ 情報公開条例7条5号該当性についての審査のあり方

(ア) 情報公開条例7条5号の解釈適用

- a 「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」との7条5号の表現は、司法審査の場においては、裁判所は、同条同号に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうか（「相当の理由」があるかどうか）のみを審理・判断すべきだという趣旨であると解されている。

しかしながら、非開示事由として、「相当の理由」の存在を要求しているのであるから、実施機関の判断を尊重すべきではあるとしても、「裁量権の逸脱・濫用」だけでなく、開示拒否の根拠が具体的に示されているかどうかをきちんと審査すべきであり、実施機関の判断に合理的な疑問がありさえすれば（「裁量権の逸脱・濫用」とまでは言えない場合であっても）、いつでも「相当の理由」がなかったと判断する余地が残されているというべきである（松井茂記「情報公開法」[有斐閣]）。

- b 島根地判平成14年4月23日判決及び広島高判松江支部平成15年3月14日判決
条例7条5号と同様の規定の仕方がされている鳥取県情報公開条例について、島根地判平成14年4月23日判決は、自由裁量を否定し、その控訴審である広島高判松江支部平成15年3月14日判決も「控訴人は本件条例9条2項4号の文言に基づき非開示情報該当性について、実施機関に裁量権があることを主張するが、同号の非開示情報に該当するというためには、公共安全と秩序の維持などに支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるといえる場合なのであって、相当の理由の有無についての判断には実施機関

の裁量が働く余地はなくこの点についての控訴人の主張は採用できない」と明解に判示している。

(イ) 「相当の理由」についての立証責任

条例7条5号は、非開示事由として、「相当の理由」の存在（合理性を持つ判断として許容される限度内のものであること）を要求している。

問題となるのは、「相当の理由」についての主張立証責任の所在であるが、「相当の理由」についての主張立証責任は、以下の理由により、他の非開示事由と同様、実施機関にあると解すべきである（松井茂記「情報公開法」〔有斐閣〕）。

すなわち、まず、不開示処分により、当該文書の内容を知りえない一般市民である審査請求人が、「相当の理由」が存在しないことを立証することは、極めて困難ないしは事実上不可能である。それにもかかわらず、審査請求人が「相当の理由」についての主張立証責任を負うとすれば、ほとんどの場合、7条5号に該当するとして行った不開示処分が維持されてしまうことになりかねない。そのような結果が、「原則公開、例外非公開」の情報公開の理念に反することは明らかである。

他方、不開示処分を行った実施機関が、「相当の理由」が存在すること、すなわち、不開示の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであることを立証することは、さほど困難なことではない。

しかも、「7条5号に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうか（「相当の理由」があるかどうか）のみを審理・判断すべきだということ」と実施機関に非開示理由についての主張立証責任を負わせることは、何ら矛盾抵触するものではない。

したがって、「相当の理由」が存在することの立証責任は、他の非開示事由と同様、実施機関にあると解するのが合理的かつ相当である。

(ウ) 「相当の理由」の有無の判断基準

a 「相当の理由」があったかどうか（実施機関の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうか）は、守秘義務について問題とされる実質秘性の3要件を充足するか否かによって判断するのが妥当である（松井茂記「情報公開法」〔有斐閣〕）。実施機関の第一次判断を尊重しなければならないとしても、不開示とする情報が実質秘性の3要件を充足しない場合にまで、実施機関の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるとは認められないからである。

b すなわち、まず第1に、非公開とすべき情報が未だ公知の事実ではないことが要求される。

c 第2に、非公開とすべき必要性が要求される。非公開とする必要性もないのに、不開示とする実施機関の判断に合理性を認める余地はないからである。必

要性の有無は、当該行政文書を開示した場合に、どのような害悪が生じるかを検討して判断すべきことになる。

d 第3に、行政文書に記載されている行為が適法であることが要求される。すなわち、いかなる理由であれ、違法な行為を秘密として保護すべき相当性はないから、行政文書に記載されている行為が違法な行為である場合は、これを非公開とすることは許されないというべきである。

e 以上のとおり、「相当の理由」が存在するとして7条5号該当性が認められるためには、実質秘性の3要件が必要であり、3要件が存在することについての主張立証責任は、実施機関にある。

ウ 7条5号該当性（「相当の理由」の有無）について

(ア) 青森県警察本部長は、「これらの情報は、公になると、...おそれがある。」として、条例7条5号該当性を主張する

(イ) 違法行為の記載（実質秘性の第3の要件の欠如）

しかし、これまで詳細に主張したとおり、本件対象文書に記載された犯罪捜査報償費の支出は、その全部が違法な目的外支出である。

少なくとも、目的外支出されたものではないかとの合理的な疑いを差し挟む余地が十分にある。

したがって、本件非開示文書ないし非開示情報については、「行政文書に記載されている行為が適法であること」という実質秘性の第3の要件の立証がないので、7条5号の「相当の理由」を認める余地はないというべきである。

(ウ) 必要性の欠如（実質秘性の第2の要件の欠如）

また、同様に、本件対象文書に記載された犯罪捜査報償費の支出は架空であり、それを公開したとして何らの害悪も生じえない。

したがって、本件非開示文書ないし非開示情報は、「非公開とすべき必要性があること」との実質秘性の第2の要件も満たしておらず、少なくともその立証はなされていない。

(エ) 以上の理由から、本件非開示文書ないし非開示情報については、7条5号該当性を認める余地はない。

(3) 以上のとおり原処分は違法であり、条例第7条第5号の非開示事由の該当性も認められないことからその取消しを求める。

(4) 不開示決定の理由について

諮問実施機関が述べる原処分の不開示決定の理由は、いずれも極めて漠然抽象的なものであって、以下のように「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行そ

の他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」があると判断したことに「相当の理由」があるものとは言えない。

ア 捜査費の個別執行額情報について

(ア) 諮問実施機関は、捜査費の個別執行額情報については、事件の捜査情報を反映するという大前提に基づき論じているが、この大前提自体が非常に疑わしいものである。すなわち、捜査費は、組織的な架空領収書の作成等の手法により裏金として不正に支出されているのが実態である。

この点は、主として全国各地の警察における事案に基づいて審査請求書に詳論したところであるが、実際に本県においても、警察内で不正経理が行われていたことを強く推認させる事例が存している。

a 平成15年、審査請求人のもとに匿名の手紙が届いた。その手紙には、青森県内のある警察署において、幹部が捜査費を私的に流用していたこと、そのような捜査費の不正支出に関して架空の領収書を作成させていたこと、前年と比較して極端に捜査費支出が多くなったため監査が行われたこと、同幹部は「左遷」されたこと等が記載されており、「テレビで警察の捜査費等の不正が放送されていたが青森県でも全く同じことが行われている」「所属長が部下に命じてやらせるが、これを断ると昇進や転勤で虐められる」とも述べられており警察関係者からの内部告発的な情報と見られるものであった。

b 平成16年5月22日、審査請求人は自らが属する団体の活動の一つとして「警察不正経理110番」として、警察の不正経理に関する情報提供を広く市民に呼びかけて電話等を受け付けた。

これに応じて、同日12時40分ころから12時51分ころまで、匿名での電話が審査請求人方にかかってきて、審査請求人はこの通報者から話を聞いた。通報者は「警部」ということであったが、同人の話によれば、

- (a) 捜査費に関しては、事実の裏付けのない架空領収書作りを上部の命令によりやらされてきたこと
- (b) 架空領収書作成については、会計部門から各署・各課に金額の指示があり、課長・係長・主任という風に領収書作成の指示が降りてきて作成されること
- (c) 命令を受けて実際に架空領収書を作成する者は、電話帳から氏名や住所を写して記載すること
- (d) 会計部門ではハンコを多数用意しており、架空領収書作成に当たってはそれを用いる。ハンコがないものについては、領収書作成を拒否したという形にすること
- (e) 架空領収書作成によって支出された金は、幹部の交際費や自宅新築費用などに用いられること
- (f) このような不正支出に反発すると、チェックされて昇進できなくなるのでたいていは黙っていること

(g) 架空領収書作成に際しては、筆跡がみな同じだと困るので、あちこちの部署に回して記載してもらったり、字を角張って書かせるなどしてばれないようにしていること

などが具体的に告発されていた。

この通報者は、「私も実際にやっていたけれども、心がとがめる」「青森では正直に出して、開示すべきところは開示して、やり直した方がよい」「民間人がやったなら犯罪ですよ」とも述べていたのである。

c なお、捜査費の領収書について偽名のものを作成して処理していたことがあること自体については、平成16年3月18日に行われた青森県議会文教公安委員会において、青森県警の警務部長がこれを認める答弁をしている。

このように、青森県警においても、不正経理が相当広範囲に行われていたことが強く推認されるのであり、かかる状況の下でなされた非開示処分はこのような不正支出の疑惑を隠すという目的のもとになされたのではないかという疑いを禁じ得ない。そして、捜査費の支出が裏金作りのための不正経理としてなされていたものであるならば、これは「捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況」などの情報を反映するものではないこととなるのであって、条例7条5号のいわゆる公共安全情報とは到底言えないことになるのである。

「捜査協力者の氏名」についても、これが仮に不正支出に用いられた架空の領収書なのであれば、「情報提供者等が特定又は推測され、これらの者が被疑者等の事件関係者から報復を受けるおそれがあること、さらには、当該事由から以後の協力を得ることができなくなるおそれがある」（理由説明書）等、いわゆる公共安全情報として不開示とする前提はなくなる。

この点、架空領収書の存否等不正経理の痕跡については、インカメラ審理によって本件行政文書を精査すること等によって判明するものと考えられる。

(イ) 仮に、捜査費が裏金として不正に支出されているか否かについてはただちに明らかにならないとしても、本件各行政文書について具体的に検討するならば、公安委員会が述べるような「捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況」等が明らかになるような情報とは言えない情報を記載しているものが多数あるはずである。

a 例えば、宮城県警の犯罪捜査協力報償費支出に関する行政文書の不開示処分が争われたケースにおいて、宮城県情報公開審査会はインカメラ審理を行い、支払精算書における個別執行額や領収書における金額に関して、次のように開示が適切と判断する答申をした。

「審査会がインカメラ審理で本件行政文書を確認したところ、支払精算書における支払額内訳欄の情報提供謝礼又は捜査協力謝礼（以下「情報提供謝礼等」という。）の個別執行額は、本件各課ごとに見るとほぼ定額である。また、実施機関の説明によれば、情報提供謝礼等の金額の決定は、a. 事件解決の影響度や情報入手の困難性から見た情報価値の程度、b. 情報提供謝礼等を支払

う必要の有無、c. 情報提供謝礼等の金額の妥当性の有無につき、取扱者である各所属長が総合的に勘案して行うものであり、提供された情報又は物品（指紋が付着したコップ等）の個別的具体的な内容や価値に応じて支払われる金額の上限等について定めた宮城県警察内部の統一的な基準は存在しないとされている。従って、情報提供謝礼等の個別執行額を開示しても、個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者が識別されるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

なお、上記答申は、「個別執行額を開示した場合、当該年度の個別執行件数が明らかになり、これにより協力者数が判明して担当課等の捜査能力が推定され得る」との宮城県公安委員会の説明に対して、「執行件数から明らかになる情報は、平成11年度の本件各課において協力者に謝礼等を支払った延べ件数にすぎないのであって、情報提供者等の人数が執行件数よりも多いとも少ないとも言っているのであり、担当課等の捜査能力が推定されるおそれはない」としてこれを斥けている。

- b また、前記の宮城県情報公開審査会の答申では、捜査費支出何や支払精算書における「支払事由」に関して、以下のように具体的に検討して開示が相当と判断した。

「審査会がインカメラ審理で本件行政文書を確認したところ、捜査費支出何における支出の事由及び支払精算書における支払事由は、そのほとんどが、宮城県警察組織規則（中略）に定める宮城県警察各課の所掌事務に掲げる犯罪類型又は当該所掌事務から容易に推定できる犯罪類型に係る情報提供に対する謝礼のためといった、定型的又は類型的な表現で記録されていることが認められた。このような表現で記録された支出事由は、（中略）これらを開示しても、個別的具体的な事件が明らかになるとか情報提供者等が特定されるといったことにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められない」

- c 前記宮城県情報公開審査会答申では、支払精算書における債主名のうち、公衆電話を使用した際の通信費に係る債主名については、一般的な電話事業者の名称が記録されており、特定の情報提供者等が識別され又は情報提供の場所等が明らかになり犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるものと認められないとして開示が相当と判断された。
- d 前記の宮城県情報公開審査会答申においては、領収書の用途に関する記載について、「領収書に、犯罪捜査協力報償費の用途が、例えば、慣行として一般的に用いられる「ただし飲食代として」といった一般的抽象的な表現で記録されている場合は、（中略）これらを開示しても、個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別され得ることにより犯罪捜査に支障が生

じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められない」として、開示が相当と判断されている。

e このほかにも、宮城県情報公開審査会答申では、個々の行政文書に即して開示・不開示の相当性を審査して、個別の執行額に関する情報でも開示すべきとした文書が相当数存在する。

イ 実施機関が不開示とした情報は、捜査費の個別的執行情報ばかりではない。

(ア) 本件において不開示とされた部分には、個別の捜査費の執行状況にかかるものではなく1か月ごとの捜査費に関する金額（執行額、返納額、受領額、支払額等）に関する記載と考えられる部分が相当数含まれている。このような1か月ごとの総括的な金額が開示されたからといって、果たして実施機関や諮問実施機関が説明するような「被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅、更なる犯罪等を図るなど、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれ」などというものが生ずるのであろうか。およそこのような「犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれ」が発生するとは考えられないのである。

「捜査費証拠書」に至っては、その表紙の枚数が記載されている部分までもが、非開示となっている。これでは「捜査費証拠書」がどの程度の分量のものなのか推測することもできないが、「捜査費証拠書」という文書が表紙以外に何枚で構成されているかという情報と、「被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅、更なる犯罪等を図るなど、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれ」との間には、一体いかなる関連があるというのか。かかる関連性はないといわざるを得ない。

(イ) 諮問実施機関は、原処分決定通知書中の「開示しない理由」において述べるように、「これを公にすることにより、月別の変動状況等から犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認され、今後の捜査等に支障が生ずるおそれがある」等というのかもしれない。

しかし、月別の捜査費に関する総括的な金額の変動状況から「犯罪捜査の進展等捜査活動の状況を推認」することは極めて困難であろう。このような総括的な金額の変動と、具体的な犯罪捜査活動の状況とは必ずしも連動するとは限らないと考えられるからである。月別の総括的な金額の変動が知られたとしても、そこから「今後の捜査等に支障が生ずるおそれ」が生ずるような、具体的な捜査活動の内容が推知されるとは到底言えないのである。

また、仮に、このように単に捜査費に関する総括的な金額が公になっただけでもそれをもとに犯罪捜査活動の状況が推認されて今後の捜査等に支障が生ずる、というのであるならば、およそ捜査費に関する金額は一切開示できない、ということになる。しかし、実際には、実施機関自身、今般の審査請求人の開示請求に対して、例えば「支出負担行為兼支出命令票」のうちの「令達累計額」欄の金額は開示している。前記のような非開示の論理が妥当するのであるならば、「令達累計額」の変動などが公になっても、「犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推

認められ、今後の捜査等に支障が生ずるおそれがある」こととなるはずであるが、これは開示されている。要するに、総括的な金額を非開示とする実施機関の論理は矛盾を来していると言うべきである。

- (ウ) 宮城県の例に見られるように、個別的な執行額についても、具体的に検討するならば、犯罪捜査等公共の安全や秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない情報がありうるのであって、まして月別などの総括的な捜査費支出の金額までも「公共安全情報」に含めて不開示と扱うのは明らかに不当な運用である。前記宮城県情報公開審査会答申でも、月別の捜査費総括表の金額記載については、いずれも開示しても今後の捜査に支障が生ずるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められないものとして開示相当と判断している。

(5) 条例7条5号の解釈運用等について

ア 諮問実施機関は、条例7条5号の解釈運用に関して、青森県情報公開条例の解釈運用基準を引用しつつ、本条本号が「実施機関の裁量を特に尊重する趣旨であると解される」と述べる。

しかしながら、このことは、開示・不開示に関する実施機関の判断につきほとんど無審査と同様となる運用を是とするものではない。

諮問実施機関の説明する不開示の理由は極めて抽象的で漠然としたもの、いわば「何となく危惧感を抱く」程度の説明でしかない。この程度の説明を丸ごと受け入れ、各文書についての具体的な検討もなしに「実施機関の裁量を特に尊重」して不開示を相当とすべきであるということとされるならば、事実上、実施機関の判断を無審査で是認すべきだということと同様の結果となりかねない。審査請求を行う側は文書の内容を了知し得ず具体的な指摘をなし得ない以上、条例7条5号のような規定のもとでも、開示拒否の根拠が具体的に示されているかどうか、実施機関の判断に合理的な疑問の余地がないか、きちんと審査されるべきである。

イ 上述の点に鑑みれば、本件ではいわゆる「インカメラ審理」をも含む充実した調査・審理がなされるべきである。すなわち、条例20条1項に基づき実施機関に対して開示決定等にかかる行政文書の提示を求め、同条4項に基づき例えば領収書等の作成者等に対して当該領収書の名義の真正や内容の真正等を聴取する等必要な調査を行うなど、その権限を活用して調査・審理を進めるべきである（前記の宮城県情報公開審査会においても、インカメラ審理等を行ったところ、情報提供謝礼等にかかる捜査協力報償費1件当たりの支出金額が課ごとに見るとほぼ定額であること、一般に捜査協力報償費を支払ってまで情報を得る必要がないと思われる捜査活動においても捜査協力報償費が支払われていること、情報提供者等からの領収書が

一部の課を除いて殆どないことなどから、「情報提供者が実在し、本件行政文書どおりに犯罪捜査協力報償費が支出されていることについて心証を形成するに至らなかった」との判断を得るに至っている。

全国各地の警察本部における捜査費の不適正執行が大きな問題となっている現在の状況からすれば、本件の行政文書に記録されている情報について審査会が何ら検証を加えないままに、これらの情報がすべて真正のものであることを前提として審理することは妥当ではない。そのような運用は、結局、外形上非開示条項に該当する情報が行政文書に記録されてさえいれば、実体的審理を行うことなく実施機関の不開示の判断を追認することとなり、警察行政の透明性確保を図ることは困難となるのである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が主張している原処分理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

1 本件行政文書について

(1) 特定した行政文書の名称と特定理由

審査請求人からの「平成15年度分の警察本部交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費に関するもの全て」とする本件開示請求については、財務会計帳票については、交通指導課と県出納局との間の前渡資金の請求手続及び精算手続において作成される行政文書が、支出証拠書類については、捜査費が前渡資金として交通指導課に交付されてから精算に至るまでの間に、交通指導課において作成された支出の証拠となる捜査費証拠書が請求内容に該当するものと判断し、「平成15年度の県費捜査費に係る捜査費執行伺、支出負担行為兼支出命令票、現金出納表、前渡資金証拠書、返納命令票、返納通知書・領収証書、捜査費証拠書（捜査費総括表含む。）」を特定した。

(2) 本件行政文書に記録されている情報

本件行政文書は、前渡資金である捜査費を、県の出納局に対して行う請求から、捜査費執行、更には執行後の県出納局に対する精算までの手続の過程で作成、取得される行政文書であり、これらの文書には、

捜査費の支払をした捜査員の所属、官職、氏名

捜査費の支払年月日
捜査費の支払の相手方及び支払金額
捜査費の支払事由
などの個別執行情報等が記録されている。

2 捜査費の概要

(1) 捜査費の性格

捜査費は、経費の性質上、特に緊急を要し、正規の支出手続を経ては事務に支障を来し、又は秘密を要するため、通常の支出手続を経ることができない場合に使用できる経費で、犯罪の捜査等に従事する警察官の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費である。

(2) 捜査費の具体的使途

ア 犯罪捜査に従事する職員の活動のための経費

(ア) 聞き込み、張込み、追尾等に際し必要となる交通費、飲食費、物品費等の諸経費

(イ) 拠点等のための施設の借上げ等に要する経費

(ウ) 早朝、深夜等における捜査員の交通費等

イ 捜査等に関する情報提供者等に対する経費

(ア) 情報提供者等に対する謝礼

(イ) 情報提供者等との接触に要する経費等

(3) 前渡資金について

資金の前渡による県費の支出については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の5に規定され、資金を前渡できる経費として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第161条第1項第16号において、「犯罪の捜査若しくは犯則の調査又は被収容者若しくは被疑者の護送に要する経費」が定められている。

なお、この資金前渡に関する手続については、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第92条（前渡資金取扱者の承認）、第93条（資金の前渡）及び第94条（前渡資金の精算）に基づいて行われる。

(4) 捜査費の執行の流れ

取扱者（本部においては担当課長等、警察署においては警察署長）は、捜査費の執行の必要が生じたときは、捜査員に捜査費を交付し、捜査員は債主（情報提供者、飲食店等）に対して所要の支払をした後、取扱者に支払精算書、領収書等を提出して精算を行う。

なお、捜査諸雑費（日常の捜査活動において使用する少額多頻度にわたる軽微な経費をいう。以下同じ。）は、取扱者から中間交付者（本部においては担当課長補佐等、警察署においては捜査部門の課長）を経て捜査員に交付され、支払後の精算も、中間交付者を経て行う。

(5) 国費捜査費と県費捜査費

警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条は、都道府県警察に要する経費のうち国庫が支弁すべきものを規定しており、同条各号に該当する捜査等については国費捜査費が、その他のものについては県費捜査費が執行される。

本件開示請求は、県費捜査費に関するものである。

3 本件行政文書に記録されている情報が条例第7条第3号又は第5号に該当すると判断した理由

(1) 現に捜査等が継続中である事件（関連事件の捜査、公判等が継続中のものも含む。以下「捜査中の事件」という。）に係る個別執行情報等について

捜査中の事件に係る捜査費の個別執行情報等については、捜査活動を費用面から表しているものであり、一つの執行に関する情報それ自体が捜査に関する情報であるばかりでなく、これを事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況といった一連の各種捜査情報を反映する情報ととらえることができる。

このことにかんがみると、本件行政文書には、開示決定等の時点で、現に捜査等が継続中の事件に係る個別執行情報等を記録したものが含まれることから、これらの情報を公にすれば、当該事件捜査に係る様々な情報が明らかになり、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅、更なる犯罪等を図るおそれがあるといわざるを得ず、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであり、公共安全等情報に該当するものである。

(2) 捜査中の事件以外の事件に係る個別執行情報等について

捜査中の事件以外の事件に係る個別執行情報等については、当該事件の捜査が終結していることから、情報を公にしても、直ちに被疑者等の事件関係者が逃走等を図るおそれは認められない。

しかし、前記(1)のとおり、個別執行情報等は、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況といった一連の各種捜査情報を反映する情報であることから、個別執行情報等を収集することにより、事件が発生した場合の警察の捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等の分析が可能となる。

個別執行情報等に基づく捜査情報の分析が、どの程度可能であるかはケースバイケースと思料するものの、個別執行情報等のほか、当該事件について新聞、雑誌等のマスメディアで公表されている情報や事件関係者等から得られる各種情報等も含めて照合・分析することにより、かなりの精度で把握できる可能性（モザイクアプローチ）も否定できない。

このことにかんがみると、捜査中の事件以外の事件に係る個別執行情報等についても、これらを公にすることにより、警察の捜査体制や捜査手法等の分析が可能になり、ひいては、将来においてこれらの捜査手法等に対応した犯罪を敢行するなどの対抗措置が講じられる等、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、公共安全等情報に該当すると判断するものである。

(3) 情報提供者等に係る情報について

本件行政文書には、警察官の氏名及び印影、捜査協力者の氏名等が記録されており、これらは、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第3号に規定する個人情報に該当（条例第7条第3号ただし書イに規定する「慣行として公にされている情報」を除く。）することはもちろん、前記(1)、(2)で述べた部分にも該当する。

加えて、情報提供者等が特定又は推測され、これらの者が被疑者等の事件関係者から報復を受けるおそれがあること、さらには、当該事由から以後の協力を得ることができなくなるおそれがあることから、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることは明白である。

(4) 捜査費証拠書の部分開示等について

ア 本件行政文書のうち捜査費証拠書に記載されている一つの執行に係る情報について、そのすべてを不開示とするのではなく、例えば、所属名や決裁欄の印影に係る情報だけでも公開できるのではないかという考えも生ずるところである。

条例第8条（部分開示）は、1件の行政文書に複数の情報が記録されている場合

に、各情報ごとに、不開示情報に該当する情報があるときは、当該情報とそれ以外の情報とを容易に区分でき、かつ、当該情報を容易に除くことができる場合に部分開示すべきと規定しているにすぎないものと解され、独立した一体の情報を細分化して部分開示の対象とすべきというようなことまで規定しているとは解されない。

この点については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法律」という。）第6条第1項に定める不開示情報に該当する文書の部分開示の要否について、平成16年2月24日の仙台地検の調査活動費の支払明細書等の不開示処分に係る仙台地裁判決（平成13年（行ウ）第6号文書不開示処分取消請求事件）において、「その文理に照らすと、1個の行政文書に複数の情報が記載されている場合において、それらの情報のうちに不開示情報に該当するものがあるときは、当該部分を除いたその余の部分についてのみ、これを開示することを行政機関の長に義務付けているものと解され、同項が、不開示情報に該当する独立した一体的な情報を更に細分化して、その一部を不開示とし、その余の部分にはもはや不開示事由に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを開示することまでも行政機関の長に義務付けているものと解することはできない。」旨判示している（同旨、平成13年3月27日、最高裁第三小法廷判決（平成8年（行ツ）210号・211号、行政処分取消請求事件））ことから、条例第8条も法律第6条と同様に解すべきである。

捜査費証拠書は、捜査費の一つの執行ごとに執行年月日、執行金額、支払事由等が一体となって1個の情報を構成した文書であり、条例第8条第1項の規定は適用されない。

イ 仮に本件行政文書の一つの情報をさらに細分化した上で、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分を開示した場合、開示する部分自体の内容には、有意の情報が記録されていないと認められる一方で、文書の枚数により捜査費の執行件数が推測されるおそれがある。

捜査費の執行件数は、捜査費交付額や執行額と同様に、その多寡が捜査活動の活発さや捜査活動の濃淡を示すものであり、捜査の進展状況等一連の各種捜査情報が推認し得る情報であり、本件行政文書を部分開示することは、前記(1)、(2)と同様、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、公共安全等情報に該当することを申し添える。

4 条例第7条第5号の解釈運用

審査請求人は、実施機関に「相当の理由」の主張立証責任があると主張しているが、条例第7条第5号の「...おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある

情報」については、青森県情報公開条例の解釈運用基準（平成12年3月13日制定）において、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。」とされており、実施機関の裁量を特に尊重する趣旨であると解される。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、変更後の処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

なお、実施機関は平成18年3月30日付けで原処分を一部変更し、原処分において不開示とした部分の一部を開示しているため、当審査会の判断の対象は、実施機関が変更後の処分において不開示とした部分に限って行うものとする。また、当審査会が審査請求人に対し照会し回答を得た内容によれば、審査請求人は、実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分については争わないとしているところであり、当該部分についても当審査会の判断の対象としないものである。

2 交通指導課の所掌事務及び前渡資金として支出される捜査費の支出関係事務について

本件開示請求に係る行政文書は、平成15年度に交通指導課が前渡資金として支出した県費捜査費に係る財務関係帳票及び支出証拠書類であるが、当審査会が諮問実施機関に対し照会し回答を得た内容によれば、交通指導課の所掌事務及び前渡資金として支出される捜査費の支出関係事務については、次のとおりであることが認められる。

(1) 交通指導課の所掌事務

交通指導課の所掌事務については、青森県警察組織規則（昭和36年11月青森県公安委員会規則第15号）第15条の2の規定により、次の事務をつかさどるものとされている。

ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関すること。

イ 交通反則行為の処理に関すること。

ウ 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。

また、警察法（昭和29年法律第162号）第48条及び第53条の規定により、警察署長は、県警察本部の事務を統括する警察本部長の指揮監督を受け、その管轄区域内における警察の事務を処理することとされている。警察本部内の所属である交通指導課は、その所掌事務について、警察本部長が有する指揮監督権限に基づき、警察署に対して指揮指導を行っている。

なお、警察署には、青森県警察組織規程（昭和36年11月青森県警察本部訓令甲第12号）第12条第2項の規定により課が設置されており、交通指導課が所掌する事務については、同規程第13条の規定により交通第一課又は交通課が所掌している。

(2) 前渡資金として支出される捜査費の支出関係事務

ア 請求手続から精算手続までの支出関係事務の概要

(ア) 事件捜査を所掌する所属は、1か月ごと（月の途中で追加執行が必要な場合には、その都度）に捜査費執行伺により、前渡資金取扱者が所要額を決定して交付申請をし、これに基づいて命令機関（警察本部内にあつては、警察本部長）において、支出負担行為兼支出命令票を作成し、これに権限のある者が決裁（青森県警察本部処務規程（昭和33年4月青森県警察本部訓令甲第8号）の規定により警察本部会計課長が専決）することにより、捜査費の支出額が決定され、会計機関（命令機関が警察本部長の場合は、出納長）に対して支出命令が発せられる。

(イ) 会計機関は、財務規則第90条の規定に基づき、支出負担行為の確認（支出命令審査）を行い、その結果、当該支出負担行為が適当であると認められた場合には、当該捜査費の交付を申請した所属における前渡資金取扱者が設置した指定金融機関の口座に申請額が振り込まれる。

(ウ) 振り込まれた捜査費は、前渡資金取扱者が受領し、必要な都度、捜査員からの

要請（捜査費支出伺）に基づいて交付額を決定して交付し、その執行結果を、一般捜査費の場合は支払精算書、立替払報告書、領収書、捜査諸雑費の場合は、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書などによって確認する。

(I) 前渡資金取扱者は、財務規則第94条の規定により、前渡資金である捜査費の支払完了後、速やかに、現金出納表や個別の執行状況が記載された捜査費証拠書を確認するなどしながら前渡資金証拠書を作成し、精算結果を命令機関に報告する。

これを受けて、命令機関は、精算残額が生じている場合には、財務規則第121条第1項の規定により、返納票によって精算残金の返納を命じることを決定して、前渡資金取扱者に対して返納通知書を発行し、当該前渡資金取扱者が精算残金を指定金融機関に納付する。

また、命令機関は、財務規則第121条第2項の規定により、当該精算残金の返納について、前渡資金証拠書と返納通知票を会計機関に送付し、確認を受ける。

イ 前渡資金取扱者の指定

部局の長（県警察にあっては、警察本部長）は、捜査費執行所属の長を、捜査費に関する前渡資金取扱者として承認しており、交通指導課については交通指導課長が前渡資金取扱者である。

人事異動等による捜査費執行所属の長の異動又は捜査費執行所属の新設があった場合は、警察本部会計課において前渡資金取扱者の変更又は新設に係る申請書を作成し、部局の長（警察本部長）の承認を得ている。

3 本件行政文書について

実施機関は、本件開示請求に対し、交通指導課の平成15年度の県費捜査費に係る捜査費執行伺、支出負担行為兼支出命令票、現金出納表、前渡資金証拠書、返納命令票、返納通知書・領収証書及び捜査費証拠書を本件行政文書として特定したものであることが認められる。このうち、捜査費証拠書（表紙及び捜査費総括表を除く。）については、諮問実施機関は、当該文書の性質上、その内容を知る者を特定の最小限度の範囲にとどめざるを得ないものと認められるとして、本件の当審査会への諮問に当たりその写しを提出しなかったものであるが、当審査会では、当該捜査費証拠書についてもインカメラ審査を行う必要があることから、諮問実施機関に対しその提出を求め、実際に見分したところであり、当該捜査費証拠書を含む本件行政文書について、次のとおりその内容を確認した。

(1) 捜査費執行伺

取扱者（課長等）が捜査費の所要額を決定（支出負担行為）し、命令機関に交付申請するために、必要の都度作成する（月ごとの必要額について資金前渡を受けるため、月末に翌月分を作成することが多い。）書類であり、起案年月日、決裁年月日、起案者の所属・職・氏名・印影、決裁欄の交通指導課長及び次長の印影、件名、宛名、発信者名、伺い文、支出金額、前渡資金取扱者の職名・氏名が記録されている。

(2) 支出負担行為兼支出命令票

捜査費執行伺により所要額が決定され、交付申請のあった捜査費について、命令機関において、当該交付申請を行った所属の前渡資金取扱者に捜査費を前渡させるよう、会計機関に対して支出命令を行うために、交付申請のあった捜査費の交付を決定しようとする都度作成する書類であり、番号、年度、支出区分、支出科目（目、節、細節、細目）、命令機関、所属、金額、経理状況（配当累計額、令達累計額、支出累計額、残額）、債権者（コード、総債権者数、住所、氏名）、支払方法（口座振替等の別、支払店、預金種別、口座番号）、摘要、支払予定年月日、「会計機関受領印」欄の印影、「命令機関」欄の印影、「会計機関」欄の印影が記録されている。

(3) 現金出納表

財務規則第173条の規定により、前渡資金取扱者が、資金前渡された捜査費を明らかにするために作成する書類であり、会計年度ごとに調製し、その記入は出納の都度、捜査費の取扱補助者（次長等）が行っているもので、所属名、年月日、摘要、受入額、払出額、残額が記録されている。

(4) 前渡資金精算書

財務規則第94条の規定により、前渡資金取扱者が、資金前渡された捜査費の精算結果を命令機関に報告し、確認を受けるとともに、会計機関である出納局の確認を受けるために、資金前渡された捜査費の精算が終了した後に作成する書類で、次の書類で構成されている。

ア 前渡資金証拠書

「年 月分」、命令機関及び会計機関の「確認印」欄の印影、保存年限、冊数、所属、前渡資金取扱者の職名・氏名・印影が記録されている。

イ 前渡資金精算書

作成年月日、宛名、所属、前渡資金取扱者の職名・氏名・印影、返納金額、使用

目的、支払場所、支払期間、目コード、節・細節、受領額、支払額、残額が記録されている。

ウ 前渡資金支払額内訳書

交付年月日、交付者名、交付額、精算額、受領印、備考が記録されている。

(5) 返納（返納命令）票

財務規則第121条第2項の規定により、資金前渡した公金について、残金の返納を決定した場合に出納長に通知するために作成するものであり、番号、年度、識別、科目（目、節、細節）、命令機関、所属、金額、相手方（コード、内訳件数、住所、氏名）、摘要（返納理由、支出命令番号、返納命令年月日、納入期限）、「会計機関受領印」欄の印影、「公印使用承認印」欄の印影、「命令機関」欄の印影が記録されている。

(6) 返納通知書・領収証書

財務規則第121条第2項の規定により、資金前渡した捜査費について、前渡資金取扱者に残金を返納させるために作成するものであり、住所（所属）、氏名（前渡資金取扱者の職名・氏名、返納名目、発行番号、納入期限、発行年月日、納入場所、年度、科目、所属、金額、返納命令者の職名・印影、領収日付印欄の印影が記録されている。

(7) 捜査費証拠書

ア 表紙

表紙は、捜査費の支出関係文書が国費、県費別に、それぞれ月ごとに編綴された「捜査費証拠書」の表紙であり、本件行政文書については、会計年度、年月分、証拠書の枚数、所属及び取扱者の職名・氏名・印影が記録されている。

イ 捜査費総括表

捜査費の月ごとの経理状況について、国費、県費の別に作成するものであり、本件行政文書については、月分、所属、取扱者の官職・氏名・印影、本月受入額、本月支払額、返納額が記録されている。

ウ 捜査費支出伺

取扱補助者が、捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者（課長補佐等））からの捜査費の交付申請に基づき作成する文書であり、「取扱者」欄・「補助者」欄

・「出納簿登記」欄の印影、支出伺の年月日、支出伺に係る金額、捜査費を交付する捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）の所属・官職・氏名及び支出伺内訳（捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）の「官職」・「氏名」、「金額」、「支出事由」、「交付年月日」）が記録されている。

エ 支払精算書

一般捜査費を概算金額で受領した捜査員が、その執行した一般捜査費について精算を行うために自ら作成する文書であり、作成年月日、取扱者の官職・氏名、捜査員の所属・官職・氏名・印影、一般捜査費の受領年月日、「既受領額」、「支払額」、「差引過不足（ ）額」、支払額内訳（支払年月日、支払事由、金額）、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、「返納不足」の別とこれに対応する「返納支出」の別、精算の結果に伴う返納額の返納年月日又は不足額の領収年月日、「領収印」欄の印影及び領収書を徴することができなかった場合にその理由を確認した取扱者の所属・官職・氏名・印影が記録されている。

オ 捜査費交付書兼支払精算書

捜査諸雑費を概算金額で受領した中間交付者が、当該中間交付者が担当する係の各捜査員に捜査諸雑費を交付する際に、また、月末に各捜査員の1か月分の捜査諸雑費の執行結果を取りまとめ、精算する際に作成する文書であり、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、作成年月日、取扱者名、中間交付者の所属・官職・氏名・印影、捜査諸雑費の受領年月日、「既受領額」、「交付額」、「支払額」、「返納額」及び内訳（各捜査員への「交付年月日」、各捜査員の「官職」・「交付者名」、各捜査員ごとの「交付額」・「支払額」・「返納額」・「確認印」欄の印影）が記録されている。

カ 支払伝票

中間交付者から捜査諸雑費の交付を受けた各捜査員が、捜査諸雑費を執行した都度、当該執行日を単位に作成する文書で、捜査費交付書兼支払精算書に添付されるものであり、作成年月日、捜査員の所属・官職・氏名・印影及び執行内訳（「支払年月日」、「金額」、「支払先」、「支払事由」）が記録されている。

キ 立替払報告書

立替払報告書は一般捜査費の支出関係文書であり、現場での捜査の状況等により、あらかじめ交付された一般捜査費を超えて一般捜査費を執行する必要性が生じた場合で、捜査員が当該一般捜査費を一時的に立て替えたときに、その旨を取扱者に報告するため作成するものであり、作成年月日、取扱者の官職・氏名、捜査員の所属・

官職・氏名・印影、立替金額、立替払の内訳（「支払年月日」、「金額」、「債主名」、「支払事由」、「備考」）、取扱者の確認年月日及び「取扱者確認印」欄の印影が記録されている。

ク 領収書

捜査員が実際に捜査費を支出したことを証明する文書として、支払精算書、支払伝票及び立替払報告書に添付されるものであり、受領年月日、領収書の名宛人たる捜査員の氏名、受領金額、受領名目、受領者の住所・氏名・印影等が記録されている。

4 条例第7条第5号への該当性について

実施機関は、本件行政文書には、個別執行情報等が記載されており、これを公にすることにより、「犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認され、今後の捜査等に支障が生じるおそれがある」、「捜査の手法、技術等が明らかとなり、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯罪の敢行を容易にする」、「捜査協力者が特定され、本人、家族等の生命身体に危害が加えられるおそれがある」とし、条例第7条第5号に該当するとして変更後の処分を行っているので、以下、本件行政文書に記録された情報のうち、実施機関が変更後の処分において不開示とした部分の条例第7条第5号への該当性について検討する。

(1) 条例第7条第5号の趣旨

条例第7条第5号は、不開示情報として、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定している。

この規定は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、本号に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否か、すなわち「相当の理由」があるか否かについて審理・判断するのが適当であるという趣旨によるものである。

(2) 現金出納表

ア 現金出納表に記録されている情報のうち、変更後の処分における不開示部分は、「年月日」欄については捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）への払出月日、当該捜査員等からの受入月日、「摘要」欄については払出し又は受入れの事由、当該払出等に係る捜査員等の官職・氏名、「受入額」欄、「払出額」欄及び「残額」欄についてはそれぞれ該当する金額である。

イ 実施機関が捜査費の個別の執行に関する情報が記載されているとして不開示とした部分は、一般捜査費と捜査諸雑費のそれぞれの執行に係る情報が記載されるものである。

ウ 一般捜査費については、一般捜査費を執行する必要が生じた時点で、捜査員が取扱補助者に対して一般捜査費の交付申請を行い、取扱補助者は捜査費支出伺により取扱者の決裁を受け、捜査員に概算金額で一般捜査費を交付し、一般捜査費の交付を受けた捜査員は、一般捜査費を執行した後、速やかに支払精算書等に領収書等を添付して取扱補助者に提出し、取扱者の決裁を受け、受領した一般捜査費の精算を行うこととされているものである。

このことから、変更後の処分における不開示部分のうち、一般捜査費の執行に係る部分については、捜査費の個別の執行に関する情報であり、これらを公にした場合、警察官の氏名、当該警察官が捜査している事件の名称及び捜査活動を行った月日、当該警察官が情報提供者や捜査協力者と接触した月日、当該用務に費やした捜査費の額等が特定され、又は推認され、このため、犯罪等を犯し、又は企図している個人や団体（以下「事件関係者等」という。）がこれらの情報を知り得た場合、他の情報（当該所属の捜査車両の動向、報道の状況、犯罪事実の一部を知る者や犯罪現場に居合わせた者の動向、これら個人や団体の周辺者の動向等）を調査、確認し、その結果を分析することによって、捜査対象事件を特定し、捜査の時期、情報提供者等との接触時期、捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等警察の捜査活動の状況が推認されるおそれがあるものである。そして、これらがいったん推認された場合には、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることが想定されるものである。また、これらの情報が既に捜査が終了した事件に関する情報であっても、これを公にした場合には、捜査中の事件に係る情報と同様の手法で当該情報を照合・分析することにより、事件が発生した場合における、過去の警察の捜査体制や捜査手法等が推察される可能性があり、犯罪を企図する者等が、これらの捜査手法等に対応した犯罪を敢行するなどの対抗措置を講ずることが想定されるものである。

さらに、これらを公にした場合には、事件関係者等が把握した内容によっては、警察に対して情報提供した者、犯罪の目撃者等の周辺に重大な危険が生ずるおそれがあるほか、警察に対する情報提供者であると疑われた者がある場合、その者に危

害が及ぶおそれもある。

エ 一方、捜査諸雑費は、月末又は月初めに、中間交付者が取扱補助者に対し、当該中間交付者が担当する係の捜査員が必要とする1か月分の捜査諸雑費を取りまとめ、自らの分も含めて交付申請を行い、取扱補助者は捜査費支出何により取扱者の決裁を受け、中間交付者に概算金額で捜査諸雑費を交付し、捜査諸雑費の交付を受けた中間交付者は、各捜査員に対し、各捜査員が必要とする捜査諸雑費を交付するものである。中間交付者は、月末に自らの分を含め各捜査員の1か月分の捜査諸雑費の執行結果を取りまとめ、捜査費交付書兼支払精算書を作成し、各捜査員が作成した支払伝票を添付して取扱補助者に提出し、取扱者の決裁を受け、受領した捜査諸雑費の精算を行うこととされているものである。

このことから、変更後の処分における不開示部分のうち、捜査諸雑費の執行に係る部分については、中間交付者に対する捜査諸雑費の交付、中間交付者からの捜査諸雑費の返納に関する情報で、これらは、直ちに捜査費の個別の執行に関する情報であると言えるものではない。

しかしながら、これらの情報のうち、例えば、摘要欄における中間交付者の官職・氏名を公にすると、中間交付者が現場の捜査活動の指揮者である課長補佐の立場にあることから、事件関係者等が体験又は伝聞により入手した捜査活動や捜査員等に関する情報を組み合わせることなどにより、当該中間交付者が捜査を指揮する特定の係に捜査諸雑費が交付されたことが推認される。

また、「受入額」欄、「払出額」欄、「残額」欄の金額は、中間交付者が捜査を指揮する特定の係の1か月分の捜査諸雑費の総額であるため、これらを公にすると、当該特定の係の人数等捜査体制がある程度推認される。

加えて、交通指導課が行う捜査活動の対象となる事件は、交通に関する犯罪のうち、交通事故を装った保険金詐欺事件、死亡ひき逃げ事件、自動車の使用者による下命・容認事件、道路運送法違反（白バス・白トラ等）事件等悪質性、重要性、計画性等の高い事件であり、捜査対象となる事件はある程度絞られることになる。

以上から、捜査諸雑費の執行に係る部分についても、これを公にした場合、事件関係者等が、これらの情報と他の情報（当該所属の捜査車両の動向、報道の状況、犯罪事実の一部を知る者や犯罪現場に居合わせた者の動向、これら個人や団体の周辺者の動向等）を調査、確認し、その結果を分析することによって、捜査対象事件を特定し、警察の捜査活動の状況が推認されるおそれがあるものである。そして、これらがいったん推認された場合には、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることが想定されるものである。また、これらの情報が既に捜査が終了した事件に関する情報であっても、これを公にした場合には、捜査中の事件に係る情報と同様の手法で当該情報を照合・分析することにより、事件が発生した場合における、過去の警察の捜査体制や捜査手法等が推察され

る可能性があり、犯罪を企図する者等が、これらの捜査手法等に対応した犯罪を敢行するなどの対抗措置を講ずることが想定されるものである。

オ よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには相当の理由があると認められる。

(3) 前渡資金精算書

ア 前渡資金精算書

(ア) 前渡資金精算書に記録されている情報のうち、変更後の処分における不開示部分は、「支払期間」欄に記録された情報であるが、当該情報は、前渡資金取扱者が捜査費を捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）に交付した年月日で、一般捜査費と捜査諸雑費のそれぞれの執行に係るものである。

(イ) このうち、一般捜査費の執行に係る部分については、捜査費の個別の執行に関する情報であり、これを公にした場合、前記(2)ウと同様に、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることなどが想定されるものである。

(ウ) また、捜査諸雑費の執行に係る部分については、中間交付者に対する捜査諸雑費の交付年月日であり、これは、直ちに捜査費の個別の執行に関する情報であると言えるものではない。しかしながら、中間交付者に対する捜査費の交付が、主に月末又は月初めに行われる一方で、捜査活動の必要から当月中途での追加交付も行われることからすれば、これらの情報から捜査の進展状況等捜査の動向が推察される可能性があり、これを公にした場合、前記(2)エと同様に、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることなどが想定されるものである。

(イ) よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには相当の理由があると認められる。

イ 前渡資金支払額内訳書

(ア) 前渡資金支払額内訳書に記録されている情報のうち、変更後の処分における不開示部分は、「交付年月日」欄については捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）への交付月日、「交付者名」欄については当該交付に係る捜査員等の官職・氏名、「交付額」欄及び「残額」欄についてはそれぞれ該当する金額、「受領印」欄については当該交付に係る捜査員等の印影、「備考」欄については交付を受けた捜査費を返納する場合の返納の内容で、一般捜査費と捜査諸雑費のそれ

ぞれの執行に係るものである。これらは、現金出納表の変更後の処分における不開示部分の情報と同じであり、これらを公にした場合、前記(2)ウ及びエと同様に、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることなどが想定されるものである。

- (イ) よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには相当の理由があると認められる。

(4) 捜査費証拠書

ア 表紙

- (ア) 表紙に記録された情報のうち、変更後の処分における不開示部分は、証拠書の枚数に係る情報である。

- (イ) 当審査会が、当該不開示部分を公にすることにより、今後の捜査等に支障が生じるおそれがあるとする理由について、諮問実施機関に対し照会したところ、諮問実施機関は、この情報を公にすると、月ごとの証拠書の枚数の多寡が判明し、当該枚数の多寡は月ごとの執行件数の多寡と密接に関連しているため、事件関係者等が月ごとの執行件数の変動状況等を知り得た場合には、犯罪捜査等に関する報道等の情報、事件関係者等が自ら知り得た他の情報等を併せて分析することなどにより、捜査の進展状況等が推認され、捜査上の支障が生ずるおそれがある旨回答しているところである。

しかしながら、当該枚数を公にすることにより推測されたとする執行件数の多寡は、捜査活動の活発さをある程度反映していると考えられるものの、この増減の状況から、直ちに特定の事件の捜査状況が把握されるとまでは言えない。

また、実施機関は、変更後の処分において、捜査費総括表の本月受入額、本月支払額、返納額を開示したところである。

これら捜査費の月額に関する情報は、証拠書の枚数の多寡から推測される執行件数の多寡と比較しても、捜査活動の活発さ・不活発さをより直接的に示すものである。加えて、月ごとの一般捜査費の執行件数自体、実施機関が変更後の処分においてその一部を開示した現金出納表等の記載から、ある程度推測が可能なところである。

よって、捜査費月額を開示しておきながら、月分の証拠書の枚数を開示することにより捜査活動に支障が生ずるとすることに合理的理由は乏しい。

- (ウ) また、諮問実施機関は、当審査会の照会に対し、枚数を公にすると、既の開示している捜査費の月額に関する情報と照合、分析することによって、捜査体制の強化、捜査の集中度合い等捜査活動の状況が推認される旨回答しているところである。

しかしながら、このような推認は、当該枚数が特定の事件に係るものであるという前提があって可能となるものであり、捜査費の月額の情報と月分の証拠書の枚数だけでは、直ちに特定の事件の捜査活動の状況が推認されるとまでは言えない。

- (I) よって、この情報を公にすることによって、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることが想定されるなどといった、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

イ 捜査費支出伺

- (ア) 捜査費支出伺に記録されている情報のうち、支出伺の年月日、支出伺に係る金額、捜査費を交付する捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）の官職・氏名及び支出伺内訳（捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）の「官職」・「氏名」、「金額」、「支出事由」、「交付年月日」）については、一般捜査費と捜査諸雑費のそれぞれの執行に係るものがあるものである。

このうち、一般捜査費の執行に係るものについては、捜査費の個別の執行に関する情報であり、これを公にした場合、前記(2)ウと同様に、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることなどが想定されるものである。

また、捜査諸雑費の執行に係るものは、中間交付者に交付する捜査諸雑費の金額等であつて、直ちに捜査費の個別の執行に関する情報であると言えるものではない。しかしながら、これを公にした場合には、前記(2)エと同様に、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることなどが想定されるものである。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには相当の理由があると認められる。

- (イ) 「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影は、取扱者及び補助者が会計手続に係る決裁又は確認のために行う押印に係るものである。各欄に押印する取扱者及び補助者は警部以上の警察職員であり、それぞれ、交通指導課の課長及び次長の職にある者を充てるものとされている。課長及び次長の氏名は、青森県警察本部が人事異動の際に報道機関等を通じて公にしているほか、一般に販売されている職員録等にも掲載されているなど慣行として公にされている情報である。

これらの者自身も捜査費を受領して個別の犯罪捜査に携わることはあるが、当該各欄の印影は、前記のとおり決裁又は確認のための押印に係るものであり、同

人らの捜査費の執行に係る情報ではない。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。

(ウ) また、捜査費を交付する捜査員又は中間交付者の所属については、本件開示請求が平成15年度分の警察本部交通指導課が支出した捜査費報償費（県費）支出に関する文書であり、当該所属として記録される情報が交通指導課であることは明らかであることから、実施機関が当該情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。

(エ) 「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査費を交付する捜査員又は中間交付者の所属を公にすると、捜査費執行伺の枚数が明らかとなり、一般捜査費の執行に係るものについては、一般捜査費の執行件数が推測されるおそれがあるが、前記ア(イ)及び(ウ)と同様に、これらの情報を公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

また、捜査諸雑費の執行に係るものについては、中間交付者に対する捜査諸雑費の交付件数は推測されるが、捜査諸雑費の執行件数が推測されるおそれがあるとは言えず、これらの情報を公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

(オ) したがって、捜査費支出伺に記録されている情報のうち、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査費を交付する捜査員又は中間交付者の所属は、条例第7条第5号の情報には該当しない。

ウ 支払精算書

(ア) 支払精算書は一般捜査費の支出に係る文書であり、これに記録されている情報のうち、作成年月日、捜査員の官職・氏名・印影、一般捜査費の受領年月日、「既受領額」、「支払額」、「差引過不足（ ）額」、支払額内訳（支払年月日、支払事由、金額）、「返納 不足」の別とこれに対応する「返納 支出」の別、精算の結果に伴う返納額の返納年月日又は不足額の領収年月日及び「領収印」欄の印影は、捜査費の個別の執行に関する情報であって、これらを公にした場合、前記(2)ウと同様に、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることなどが想定されるものである。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められる。

(イ) 領収書を徴することができなかつた場合にその理由を確認した取扱者の所属・官職・氏名・印影については、この領収書を徴することができないという情報自体が情報提供者等の存在を推認させるものであり、これを公にした場合、事件関係者等が当該情報と、新聞・雑誌等のマスメディアで公表されている情報や事件関係者等のみが知り得る情報等とを照合・分析することによって、情報提供者等が特定又は推測され、当該情報提供者等が事件関係者等から報復を受ける可能性は否定できないものである。また、情報提供者等の特定等に至らない場合でも、情報提供者等が当該理由から以後の協力を拒否することが想定される。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したときには相当の理由があると認められる。

(ウ) 取扱者の官職・氏名については、取扱者は、課長の職にある者をもって充てるものとされており、課長の氏名は、青森県警察本部が人事異動の際に報道機関等を通じて公にしているほか、一般に販売されている職員録にも掲載されているなど慣行として公にされている情報であることから、実施機関が当該情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。

(エ) 「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査員の所属については、それぞれ前記イ(イ)及び(ウ)と同様に、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。

(オ) 取扱者の官職・氏名、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査員の所属を公にすると、支払精算書の枚数が明らかとなり、一般捜査費の執行件数が推測されるおそれがあるが、前記ア(イ)及び(ウ)と同様に、これらの情報を公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

(カ) したがって、支払精算書に記録されている情報のうち、取扱者の官職・氏名、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査員の所属は、条例第7条第5号の情報には該当しない。

エ 捜査費交付書兼支払精算書

(ア) 捜査費交付書兼支払精算書は捜査諸雑費の支出に係る文書であり、中間交付者が、主に月末又は月初めに、当該中間交付者が担当する係の各捜査員に交付した捜査諸雑費の額や、各捜査員の1か月分の捜査諸雑費の執行額等が記録されているが、当該情報は、各捜査員の捜査諸雑費に係る個別の執行内容を明らかにするものではない。

(イ) しかし、捜査費交付書兼支払精算書に記録されている情報のうち、作成年月日、中間交付者の官職・氏名・印影、捜査諸雑費の受領年月日、「既受領額」、「交付額」、「支払額」、「返納額」及び内訳（各捜査員への「交付年月日」、各捜査員の「官職」・「交付者名」、各捜査員ごとの「交付額」・「支払額」・「返納額」・「確認印」欄の印影）は、これらを公にした場合には、前記(2)エと同様に、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることなどが想定されるものである。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したときには相当の理由があると認められる。

(ウ) 「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び中間交付者の所属並びに取扱者の官職・氏名については、それぞれ前記イ(イ)及び(ウ)並びにウ(ウ)と同様に、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。

(イ) 「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、取扱者の官職・氏名及び中間交付者の所属を公にすると、捜査費交付書兼支払精算書の枚数が明らかとなり、中間交付者からの各捜査員に対する捜査諸雑費の交付件数は推測される可能性があるが、捜査諸雑費の執行件数が推測されるおそれがあるとは言えず、前記イ(イ)後段部分と同様に、これらの情報を公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

(オ) したがって、捜査費交付書兼支払精算書に記録されている情報のうち、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、取扱者の官職・氏名及び中間交付者の所属は、条例第7条第5号の情報には該当しない。

オ 支払伝票

(ア) 支払伝票は捜査諸雑費の支出に係る文書であり、これに記録されている情報のうち、作成年月日、捜査員の官職・氏名・印影及び執行内訳（「支払年月日」、「金額」、「支払先」、「支払事由」）は、捜査費の個別の執行に関する情報であって、これらを公にした場合、前記(2)ウと同様に、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることなどが想定されるものである。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したときには相当の理由があると認められる。

(イ) 捜査員の所属については、前記イ(ウ)と同様に、実施機関が当該情報を公にす

ると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。

- (ウ) 捜査員の所属を公にすると、支払伝票の枚数が明らかとなり、捜査諸雑費の執行件数が推測されるおそれがあるが、前記ア(イ)及び(ウ)と同様に、これらの情報を公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。
- (イ) したがって、支払伝票に記録されている情報のうち、捜査員の所属は、条例第7条第5号の情報には該当しない。

カ 立替払報告書

- (ア) 立替払報告書は一般捜査費の支出に係る文書であり、これに記録されている情報のうち、作成年月日、捜査員の官職・氏名・印影、立替金額、立替払の内訳（「支払年月日」、「金額」、「債主名」、「支払事由」、「備考」）及び取扱者の確認年月日は、捜査費の個別の執行に関する情報であって、これらを公にした場合、前記(2)ウと同様に、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることなどが想定されるものである。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があると認められる。

- (イ) 「取扱者確認印」欄の印影及び捜査員の所属並びに取扱者の官職・氏名については、それぞれ前記イ(イ)及び(ウ)並びにウ(ウ)と同様に、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。
- (ウ) 取扱者の官職・氏名、「取扱者確認印」欄の印影及び捜査員の所属を公にすると、立替払報告書の枚数が明らかとなり、一般捜査費の執行件数が推測されるおそれがあるが、前記ア(イ)及び(ウ)と同様に、これらの情報を公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。
- (イ) したがって、立替払報告書に記録されている情報のうち、取扱者の官職・氏名、「取扱者確認印」欄の印影及び捜査員の所属は、条例第7条第5号の情報には該当しない。

キ 領収書

- (ア) 領収書に記録されている情報は、捜査費の個別の執行に関する情報であるほか、情報提供者等に関する情報が含まれる場合もある。
- (イ) 捜査費の個別の執行に関する情報を公にした場合、前記(2)ウと同様に、事件

関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることなどが想定されるものである。

(ウ) また、警察に対する情報提供等の捜査協力が大きな危険を伴うものであることを踏まえれば、情報提供者等に関する情報自体が最大限に秘匿されなければならないものであることは論を待たない。仮に情報提供者等に関する情報が一部でも公になった場合には、当該情報提供者等が事件関係者等から報復等を受ける可能性は否定できない。かかる事態に至っては、情報提供者等の保護に欠けるだけでなく、情報提供者等が以後の協力を拒否することが想定され、犯罪の捜査に多大の影響を及ぼすことは容易に想定できるものである。

(I) よって、実施機関が領収書を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があると認められる。

5 その他

審査請求人は、「犯罪捜査報償費は不正支出されており、不正支出隠蔽を目的とする非開示処分は、違法・無効である」旨主張しているが、当審査会は、当該不正支出の有無について調査し、判断する立場にはない。

なお、当審査会もインカメラ審査を行い、本件行政文書を見分したが、文書自体から不正支出が窺われるものは、特段見受けられなかったところである。

6 結論

以上のとおり、本件行政文書には、公にすることにより犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、条例第7条第5号に該当しない情報が含まれており、当該情報を開示することが妥当であるので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。